

農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書

提出時に提出日を記入

令和 〇 年 〇 月 〇 日

伊丹市農業委員会会長 様

届出者

農委
受付欄

複数人で書ききれない場合、一人の氏名を書き「他〇名」とし、別紙に記載（氏名、住所、電話番号）

株式会社〇〇不動産
譲受人氏名.....代表取締役 〇〇 〇〇
電話番号.....072-000-0000
譲渡人氏名.....伊丹 太郎
電話番号.....072-783-1234

下記によって転用のため農地（採草放牧地）の権利を設定・移転したいので、農地法第 5 条第 1 項第 6 号及び農地法施行令第 10 条第 1 項の規定により届け出ます。

記

1 権利の種類 (該当するものを○で囲むこと。)	所有権・賃借権・使用貸借権・その他（ ）				
2 届出者の氏名、住所及び職業（法人にあっては名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及び業務の内容）	区 分	氏 名 (名称及び代表者の氏名)		住 所 (主たる事務所の所在地)	
	譲受人	株式会社〇〇不動産 代表取締役 〇〇〇〇		伊丹市〇〇7丁目8-9	
	譲渡人	伊丹 太郎		伊丹市〇〇1丁目2-3	
3 届出に係る土地の所在、字、地番、地目及び面積	所 在	伊丹市 千僧 (町)			
	丁 目	地 番	地 目		面 積
			登記簿	現 況	
	1	1	田	田	600 m ²
4 届出に係る土地の所有者、所有権以外の使用収益を目的とする権利の設定を受けている者の氏名及び住所	土 地 所 有 者	氏 名	伊丹 太郎		
		住 所	伊丹市〇〇1丁目2-3		
	所有権以外の使用収益を目的とする権利の設定を受けている者	権利の種類			
		氏 名			
		住 所			

記入例

※片面印刷

5 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容	土地売買契約		
6 転用の目的及び時期並びに転用の目的に係る事業又は施設の概要	転用の目的	A 分譲住宅 B 露天駐車場	
	土地の造成期間	令和〇年〇月〇日から 30日間	
	施設の建設時期	令和〇年〇月〇日から 90日間	
	転用の目的に係る事業又は施設の内容	A 分譲住宅 6棟 B 露天駐車場 20区画 アスファルト舗装	
	施設の名称、構造、棟数及び面積	木造2階建 6棟 6戸 1戸あたり約90㎡	
7 転用することによって生ずる被害発生原因、被害を及ぼす対象並びにその防除の方法及び防除できる程度	被害発生原因、被害を及ぼす対象並びにその防除	東：他人所有農地 西：道路 南：宅地 北：宅地	
	防除の方法及び防除できる程度	工事中は、周囲にフェンスを設けます。 万一被害発生の場合、当方で対処します。 ※農会長・隣地からの農業に関する意見等への対応を記入	
8 贈与税、相続税の納税猶予の対象農地	租税特別措置法の規定による納税猶予の対象 有・ <u>無</u>		
9 その他参考となる事項	・生産緑地ではありません。※1 ・令和〇年〇月〇日付で生産緑地行為制限解除済です。※2 ※1・2 いずれかを記入		

連絡先・照会先	電話番号	072-783-1234	氏名	伊丹 太郎
---------	------	--------------	----	-------

[注意事項]

- ・代理人名義での届出書提出は行政書士による場合のみで、所定の文書が必要となります。
- ・届出書の当月分の審査にかかる受付期間は、毎月5日から10日までです。
10日が土曜・日曜・閉庁日の場合は、その前の開庁日で受付を終了します。
- ・受付期間終了後、問題がなければ1～2週間程度で受理書を交付します。
- ・受理書を受領する場合は、受領者の本人確認書類（免許証等）が必要です。
代理人が受領する場合は、譲受人/譲渡人双方が押印（※届出書と同一の印）した委任状と代理人の本人確認書類が必要です。
- ・転用行為の着手は、受理書の交付を受けた後でなければできません。
- ・受理書の交付後、必ず法務局で地目変更の登記手続きを行ってください。